



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する規則	行財政局給与課	1
告示	道路法による道路の区域変更(県道 大久保稲美加古川線)	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道塩屋丸山線ほか)	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道灘三田線)	建設局道路管理課	6
告示	須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業公募設置等計画の認定	建設局公園部整備課	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	8
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	10
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	16
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定介護機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	19
告示	住居表示実施およびその方法	地域協働局住民課	20
告示	住居表示実施による町及び字の区域およびその名称の変更	地域協働局住民課	22
告示	街区の新設	地域協働局住民課	25
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神戸北町大原2丁目自治会ほか)	地域協働局地域活性課	27
告示	土地改良事業の認可	経済観光局農政計画課	31
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	32
公告	換地処分があった旨の公告(神戸市山の街駅東土地区画整理事業)	都市局地域整備推進課	33
公告	建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の公告	建築住宅局建築指導部 建築安全課	34
水道局	神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程	水道局営業課	35

訓令甲第1号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年6月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第1（第2条、第4条—第7条関係）

別表第1（第2条、第4条—第7条関係）

人事関係事務

人事関係事務

決裁事項	決裁区分	副市長	行財政局長	特定局長	局長共通	副局長、部長及び室長共通	人事課長	給与課長	総務センター長	厚生課長	課長、課内室長及び課内所長共通	備考
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
給与（会計年度任用職員を除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	手当	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	認定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	基準	全職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

決裁事項	決裁区分	副市長	行財政局長	特定局長	局長共通	副局長、部長及び室長共通	人事課長	給与課長	総務センター長	厚生課長	課長、課内室長及び課内所長共通	備考
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
給与（会計年度任用職員を除く。）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	手当	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	認定	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の神戸市長の権限に属する事務の専決規程の規定は、令和6年6月1日から適用する。

神戸市告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年6月28日まで一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	大久保稲美 加古川線	神戸市西区上新地1丁目17番2地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字中島1408番1地先まで	新	1602.00	最大 41.70 最小 0.00
			旧	1602.00	最大 30.01 最小 7.20

神戸市告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年6月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年7月9日まで一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	塩屋丸山線	神戸市垂水区下畑町字鳥ヶ蔵山1815番8から 神戸市垂水区下畑町字鳥ヶ蔵山1815番21まで	新	77.80	最大 20.60 最小 10.40
			旧	77.80	最大 7.90 最小 6.70
市道	下畑1号線	神戸市垂水区下畑町字鳥ヶ蔵山1815番21から 神戸市垂水区下畑町字鳥ヶ蔵山1815番8まで	新	77.80	最大 20.60 最小 10.40
			旧	77.80	最大 7.90 最小 6.70

神戸市告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年6月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年7月9日まで一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
県道	灘三田線	神戸市北区唐櫃台4丁目 1453番5地先から	新	4.70	最大 1.00 最小 1.00
		神戸市北区唐櫃台4丁目 1534番2地先まで	旧	51.20	最大 1.00 最小 1.00

神戸市告示第167号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり認定した。

令和6年6月25日

神戸市長 久元喜造

1 認定計画提出者

グループ名 : 神戸須磨Parks+Resorts共同事業体

代表構成団体 : 株式会社サンケイビル

構成団体 : 三菱倉庫株式会社、  
JR 西日本不動産開発株式会社、  
株式会社竹中工務店、  
芙蓉総合リース株式会社、  
阪神電気鉄道株式会社、  
株式会社グランビスタホテル&リゾート

2 認定をした日

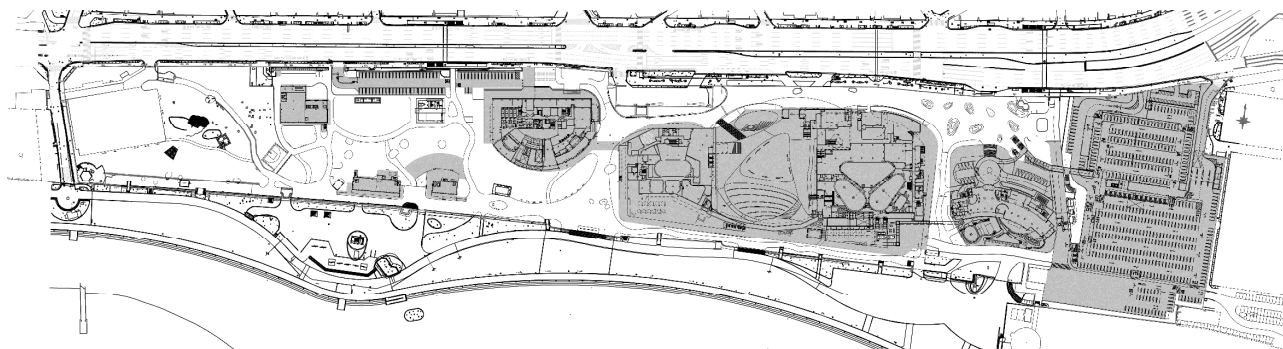
令和6年5月30日

3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

海浜公園（神戸市須磨区若宮町1丁目、須磨浦通1丁目）内指定場所



■ 公募対象公園施設の設置予定区域



神戸市告示第168号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 1台	令和6年5月8日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 2台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和6年5月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 30台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年5月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和6年5月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年5月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和6年5月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和6年5月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和6年5月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年5月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第169号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台	令和6年5月7日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 40台 原動機付自転車 0台	令和6年5月8日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年5月11日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 0台	令和6年5月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和6年5月18日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 0台	令和6年5月20日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和6年5月23日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 1台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和6年5月29日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和6年5月7日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和6年5月9日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年5月10日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和6年5月14日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和6年5月16日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和6年5月22日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年5月23日	
兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年5月29日	

神戸市告示第170号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
小田内科循環器科	神戸市中央区中山手通4丁目17番1号	令和6年5月1日
木戸みみ・はな・のどクリニック	神戸市東灘区住吉東町4丁目7番27号	令和6年5月1日
しばきた消化器外科・肛門クリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号	令和6年5月1日
松本みかげクリニック	神戸市東灘区御影郡家1丁目25番12号	令和6年5月1日
バイタリティッククリニック 神戸三宮	神戸市中央区北長狭通4丁目1番2号	令和6年5月1日
光和調剤薬局	神戸市灘区船寺通1丁目1番18号	令和6年5月1日
訪問看護ステーションさざなみ	神戸市須磨区千歳町1丁目8番6号	令和6年5月1日
あいのお訪問看護ステーション	神戸市西区糺台5丁目6番3号	令和6年2月1日
なかむら内科クリニック	神戸市東灘区魚崎南町7丁目1番8号	令和6年4月14日
なしの木クリニック	神戸市西区王塚台6丁目53番地 201号	令和6年6月1日
神戸もりぬし消化器内視鏡クリニック新長田駅前院	神戸市長田区松野通2丁目2番34号	令和6年6月1日
清水メディカルクリニック新長田	神戸市長田区神楽町6丁目4番1の102号	令和6年6月1日
なのはな薬局垂水店	神戸市垂水区宮本町3番30号	令和6年6月1日
本山皮膚科クリニック	神戸市東灘区本山南町6丁目10番28	令和6年6月1日

令和6年6月25日 神戸市公報第3865号

いしだクリニックきたす ず	神戸市北区甲栄台2丁目4番	令和6年6月1日
グッドプラン薬局 桜の 宮店	神戸市北区甲栄台2丁目3番2号	令和6年6月1日
ふじもと歯科診療所	神戸市東灘区田中町2丁目9番13号	令和6年5月1日
こさか訪問看護ステーシ ョン	神戸市北区山田町小部字宮ノ前2丁目15 番	令和6年6月1日

神戸市告示第171号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
寺師内科医院	神戸市兵庫区菊水町4丁目5番13号	令和6年3月31日
神戸オイレクリニック	神戸市中央区三宮町3丁目7番10号	令和6年3月3日
合資会社大学堂薬局	神戸市灘区船寺通1丁目1番18号	令和6年4月30日
阪神調剤薬局 神緑北店	神戸市兵庫区荒田町3丁目11番16号	令和6年4月30日
小田内科循環器科	神戸市中央区中山手通4丁目17番1号	令和6年4月30日
木戸みみ・はな・のどクリニック	神戸市東灘区住吉東町4丁目7番27号	令和6年4月30日
しばきた消化器外科・肛門クリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号	令和6年4月30日
松本みかげクリニック	神戸市東灘区御影郡家1丁目25番12号	令和6年4月30日
バイタリティクリニック神戸三宮	神戸市中央区北長狭通4丁目1番2号	令和6年4月30日
光和調剤薬局	神戸市灘区船寺通1丁目1番18号	令和6年4月30日
なかむら内科クリニック	神戸市東灘区魚崎南町7丁目1番8号	令和6年4月13日
訪問看護ステーション さざなみ	神戸市須磨区千歳町1丁目8番6号	令和6年4月30日
あいのわ訪問看護ステーション	神戸市西区糺台5丁目6番3号	令和6年1月31日



令和6年6月25日 神戸市公報第3865号

神戸市告示第172号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
あいのわケアプラ ンセンター	(新)神戸市西区 糺台5丁目6番 3号  (旧)神戸市西区 高塚台3丁目2 番4号	株式会社 J I N	神戸市西区竹 の台4丁目3 番1号	令和6年 2月1日	居宅介護支援（ケアプ ラン作成）

神戸市告示第173号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
洗 鉦添（ハピネス治療院）	洗 鉦添	神戸市垂水区西舞子2丁目1番4号	令和6年5月10日
船引 洋一郎（訪問鍼灸たか）	船引 洋一郎	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和6年5月16日
施 仁杰（施鍼灸）	施 仁杰	神戸市中央区下山手通7丁目17番2号	令和6年5月30日

神戸市告示第174号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

当該辞退にかかる介護事業所の名称	当該辞退にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	サービス種類
介護付有料老人ホームプレザンメゾン神戸ジエームス山	神戸市垂水区青山台1丁目26番14号	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島2丁目2番2号	令和6年6月20日	特定施設入居者生活介護

神戸市告示第175号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
吉田 蛍（訪問鍼灸たか）	吉田 蛍	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和6年5月22日
吉田 蛍（訪問鍼灸たか 兵庫治療院）	吉田 蛍	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和6年5月22日

神戸市告示第176号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法を次のとおり告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 実施する区域

北区山田町下谷上字今草辻、字福田谷、字門口の各一部、及び緑町1丁目、3丁目の各一部（別図のとおり）

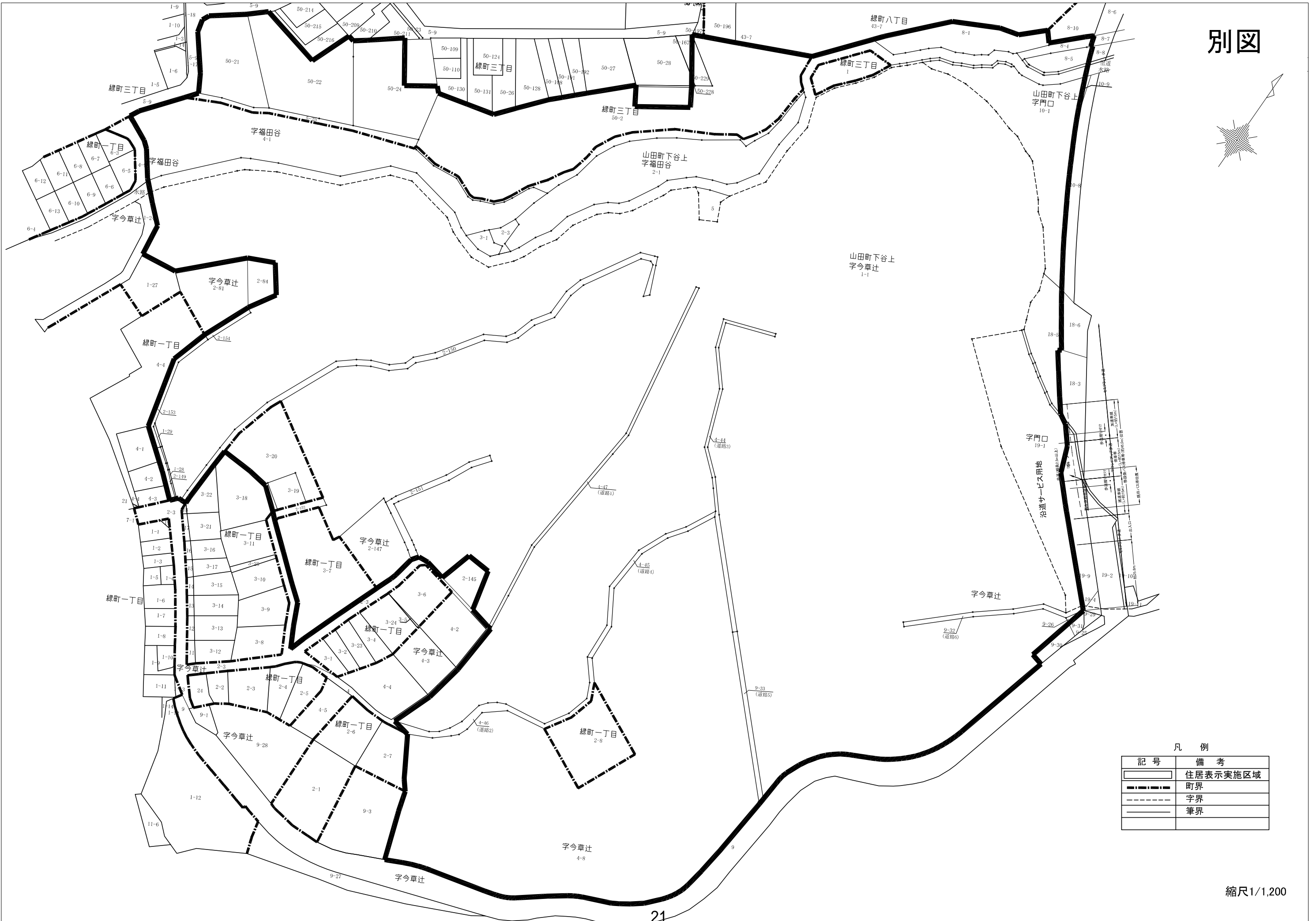
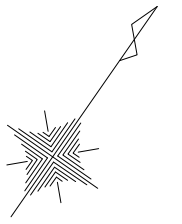
2 実施する期日

令和6年6月26日

3 住居表示の方法

街区方式

別図



凡例

記号	備考
	住居表示実施区域
	町界
	字界
	筆界

神戸市告示第177号

住居表示実施に伴い、次のとおり町及び字の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

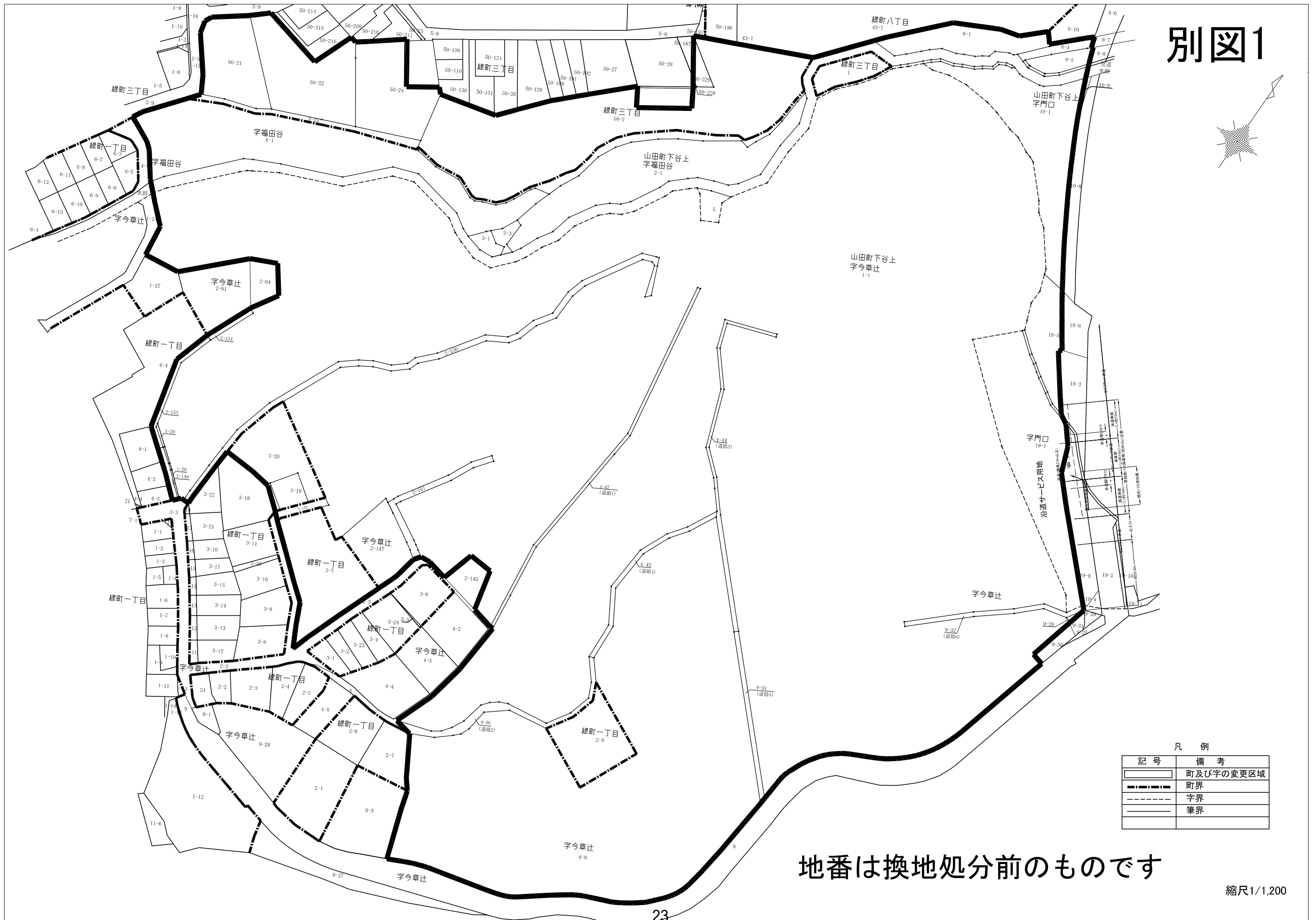
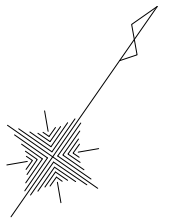
1 町及び字の区域の変更

変更前	変更後	備 考
別図1	別図2	別図1の区域に存する小字は、廃止する。

2 実施する期日

令和6年6月26日

# 別図1



凡例

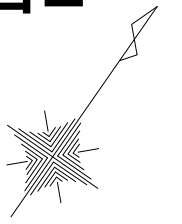
記号	備考
	町及び字の変更区域
	町界
	字界
	筆界

地番は換地処分前のものです

縮尺1/1,200



# 別図2



凡 例

記号	備 考
	町及び字の変更区域
	町界
	字界
	筆界

地番は換地処分前のものです

縮尺1/1,200

神戸市告示第178号

次のとおり街区を新設するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

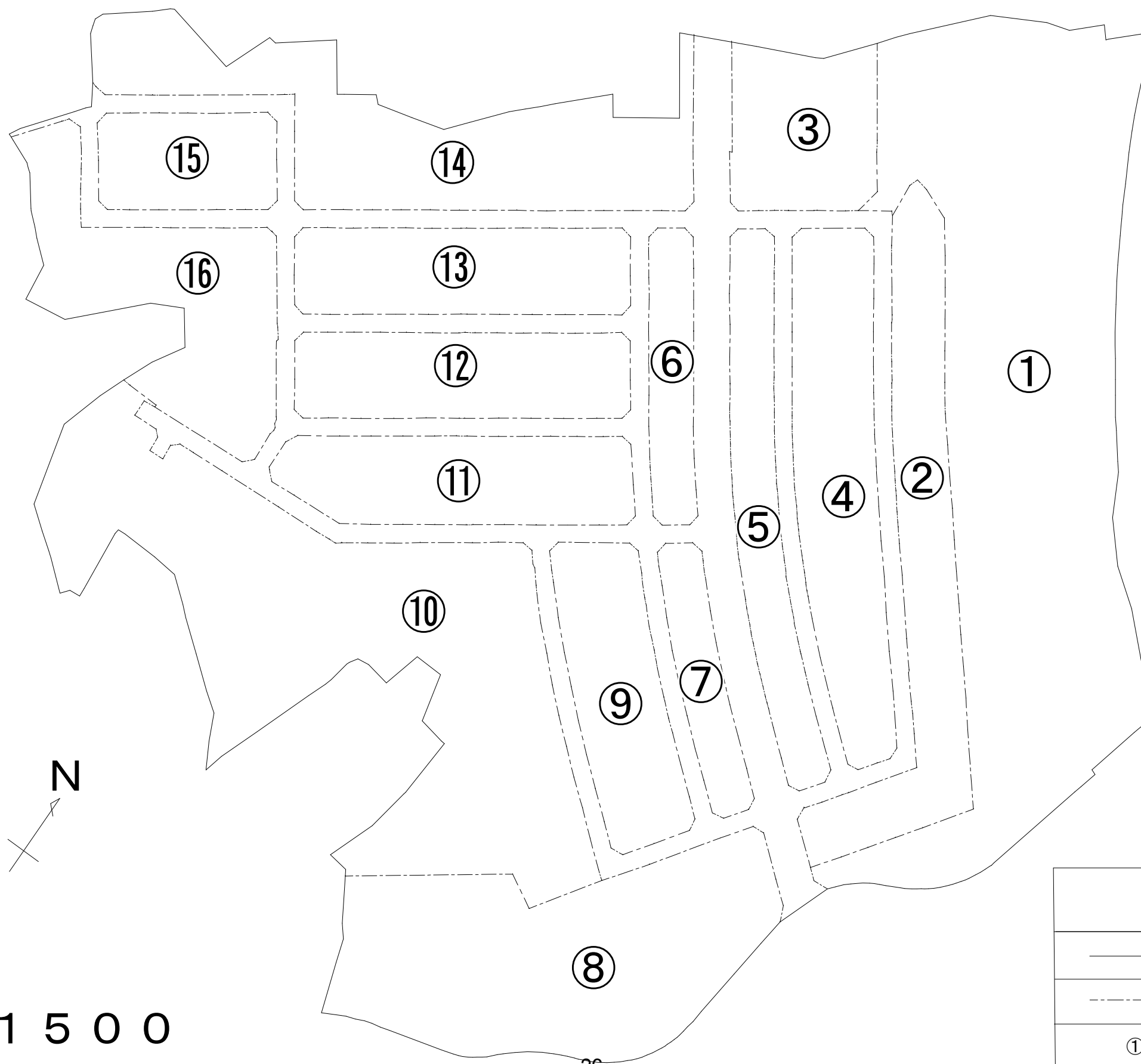
1 街区の区域の変更

北区山の街1街区から16街区を、別図に示すとおり新設する。

2 実施する期日

令和6年6月26日

# 山の街街区配置図



S = 1 / 1500

凡 例	
———	町 界
- - - - -	街 区 界
① ~ ⑱	街 区 番 号

神戸市告示第179号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、神戸北町大原2丁目自治会、学が丘4丁目自治会、前開中自治会、舞多聞西3丁目てらいけ自治会、鳴子自治会、水谷南自治会、本多聞2丁目自治会、東川崎町自治会、大手自治会、舞多聞みつけ南倶楽部、朝谷町自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月25日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	神戸北町大原2丁目自治会	学が丘4丁目自治会	前開中自治会
主たる事務所	神戸市北区大原3丁目20番1号	神戸市垂水区学が丘4丁目20番27号	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1
代表者の氏名	片山 優	植山 雅代	山口 直樹
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目10番12号	神戸市垂水区学が丘4丁目20番27号	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1

名称	舞多聞西3丁目てらいけ自治会	鳴子自治会	水谷南自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番1号	神戸市北区鳴子2丁目7番地の1	神戸市西区玉津町水谷35番地の6
代表者の氏名	北川 文美	木谷 有良	田邊 繁人
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番1号	神戸市北区鳴子2丁目7番地の1	神戸市西区玉津町水谷35番地の6

名称	本多聞2丁目自治会	東川崎町自治会	大手自治会
主たる事務所	神戸市垂水区本多聞2丁目22番7号	神戸市中央区東川崎町6丁目3番3号	神戸市須磨区大手町2丁目5番15号
代表者の氏名	福田 友理	後藤 安啓	山崎 徹
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞2丁目22番7号	神戸市中央区東川崎町6丁目3番3号	神戸市須磨区大手町7丁目5番27号

名称	舞多聞みつけ南倶楽部	朝谷町自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番7号	神戸市垂水区朝谷町22番地の9
代表者の氏名	三宅 和博	相原 恵理
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番7号	神戸市垂水区朝谷町6番地の12

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 神戸北町大原2丁目自治会 令和6年3月17日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 健太郎	片山 優
代表者の住所	神戸市北区大原2丁目10番11号	神戸市北区大原2丁目10番12号

(2) 学が丘4丁目自治会 令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区学が丘4丁目8番37号	神戸市垂水区学が丘4丁目20番27号
代表者の氏名	石川 久子	植山 雅代
代表者の住所	神戸市垂水区学が丘4丁目8番37号	神戸市垂水区学が丘4丁目20番27号

(3) 前開中自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町前開522番地の1	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1
代表者の氏名	清水 智明	山口 直樹
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町前開522番地の1	神戸市西区伊川谷町前開442番地の1

(4) 舞多聞西3丁目てらいけ自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目5番19号	神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番1号
代表者の氏名	藤澤 安貴夫	北川 文美
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞西3丁目5番19号	神戸市垂水区舞多聞西3丁目8番1号

(5) 鳴子自治会 令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区鳴子1丁目10番地の4	神戸市北区鳴子2丁目7番地の1
代表者の氏名	河知 秀晃	木谷 有良
代表者の住所	神戸市北区鳴子2丁目10番地の7	神戸市北区鳴子2丁目7番地の1
区 域	神戸市北区鳴子1丁目1番地の1から1番地の4まで、2番地から9番地まで、10番地の1から10番地の16まで、10番地の21、12番地から14番地まで、21番地及び22番地並びに鳴子2丁目1番地の1から1番地の3まで、2番地から9番地まで、10番地の2から10番地の9まで、13番地、14番地の7から10まで、21番地及び24番地	神戸市北区鳴子1丁目1番地の1から1番地の4まで、2番地から9番地まで、10番地の1から10番地の16まで、10番地の21、12番地から14番地まで、16番地、21番地及び22番地並びに鳴子2丁目1番地の1から1番地の3まで、2番地から9番地まで、10番地の2から10番地の9まで、13番地、14番地の7から10まで、21番地及び24番地

(6) 水谷南自治会

令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区玉津町水谷35番地の5	神戸市西区玉津町水谷35番地の6
代表者の氏名	櫻井 将史	田邊 繁人
代表者の住所	神戸市西区玉津町水谷35番地の5	神戸市西区玉津町水谷35番地の6

(7) 本多聞2丁目自治会

令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区本多聞2丁目8番24号	神戸市垂水区本多聞2丁目22番7号
代表者の氏名	横井 昌子	福田 友理
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞2丁目8番24号	神戸市垂水区本多聞2丁目22番7号

(8) 東川崎町自治会

令和6年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	後藤 実	後藤 安啓

※代表者の住所については変更前と同一

(9) 大手自治会

平成28年4月24日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	根本 孝親	谷本 勇身
代表者の住所	神戸市須磨区大手町8丁目5番22号	神戸市須磨区大手町8丁目5番13号

令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	谷本 勇身	山崎 徹
代表者の住所	神戸市須磨区大手町8丁目5番13号	神戸市須磨区大手町7丁目5番27号

(10) 舞多聞みつけ南倶楽部

令和5年5月21日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番2号	神戸市垂水区舞多聞東2丁目4番12号
代表者の氏名	丸山 洋	渡辺 祐輔
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番2号	神戸市垂水区舞多聞東2丁目4番12号

令和6年5月19日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目4番12号	神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番7号
代表者の氏名	渡辺 祐輔	三宅 和博
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目4番12号	神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番7号

(11) 朝谷町自治会

令和3年4月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	松下 高司	遠藤 みゆき
代表者の住所	神戸市垂水区朝谷町316番地の28	神戸市垂水区朝谷町8番地の14

令和4年4月18日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	遠藤 みゆき	浅野 修一
代表者の住所	神戸市垂水区朝谷町8番地の14	神戸市垂水区朝谷町8番地の16

令和6年4月14日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	浅野 修一	相原 恵理
代表者の住所	神戸市垂水区朝谷町8番地の16	神戸市垂水区朝谷町6番地の12

神戸市告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、土地改良事業の共同施行を次のとおり認可した。

令和6年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

共同施行者の 名称	地区名	認可年月日
奥田・杉屋谷地区 土地改良事業共同施行	神戸市北区山田町 藍那字奥田及び字杉屋谷	令和6年6月17日



神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年6月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	淡河町神影	拂川	459番1のうち 別図の斜線部分 459番3のうち 別図の斜線部分	466㎡のうち 69.02㎡ 375㎡のうち 85.57㎡	農用地区域から除外する。
神戸	西	岩岡町古郷	白古瀬	2892番1のうち 別図の斜線部分	768㎡のうち 43㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

別図は省略する。

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、神戸市山の街駅東土地区画整理事業の事業施行者である株式会社日本ライフクリエイターから、神戸市山の街駅東土地区画整理事業の換地計画に係る区域の全部について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により換地処分があった旨を公告します。

令和6年6月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和6年6月25日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市垂水区学が丘3丁目3番2

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月25日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第2号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月1日水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（使用水量の認定基準）</p> <p>第7条の3 条例第14条第2項に規定する使用水量の認定は、当該使用者の使用水量の実績及び使用状態、その他管理者が特に認める事情を考慮して行う。</p>	<p style="text-align: center;">（使用水量の認定基準）</p> <p>第7条の3 条例第14条第2項に規定する使用水量の認定は、当該使用者の使用水量の実績及び使用状態、<u>季節による使用水量の変動状況</u>その他管理者が特に認める事情を考慮して行う。</p>
<p style="text-align: center;">（<u>納入通知書兼領収書</u>等の様式）</p> <p>第12条 料金及び工事費その他の費用の<u>納入通知書兼領収書</u>等の様式は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 水道料金／下水道使用料／納入</p>	<p style="text-align: center;">（<u>領収書</u>等の様式）</p> <p>第12条 料金及び工事費その他の費用の<u>納入通知書及び領収書</u>の様式は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>／</u>水道料金／下水道使用料／納</p>

通知書兼領収書 第3号様式

(2) 水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（未納整理用）第4号様式の1

(3) 水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）第4号様式の2

(4) 納付書1 第5号様式の1

(5) 納付書2 第5号様式の2

入通知書兼領収書（納付用）第3号様式の1

(2) /水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（督促用）第3号様式の2

(3) /水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（口座預金不足等）第3号様式の3

(4) /水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（口座振替不能用）第3号様式の4

(5) /水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）第3号様式の5

(6) /水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算督促用）第3号様式の6

(7) /水道料金／下水道使用料／領収書（未納整理用）第4号様式の1

(8) /水道料金／下水道使用料／領収書（精算用）第4号様式の2

(9) /水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（未納整理用）第4号様式の3

(10) /水道料金／下水道使用料／納入通知書兼領収書（精算用）第4号様式の4

(11) 納付書 1 第 5 号様式の 1  
 (12) 納付書 2 第 5 号様式の 2  
 (13) 納付書 3 第 5 号様式の 3  
 (14) 納付書 4 第 5 号様式の 4  
 (15) 領収書 1 第 6 号様式の 1  
 (16) 領収書 2 第 6 号様式の 2

2 前項第15号の規定による領収書は、管理者印及び徴収者印があるものに限り有効とする。

第 3 号様式の 1 を第 3 号様式とし、次のように改める。

第 3 号様式（第12条関係）

The image shows three forms side-by-side. The leftmost form is a postage-paid envelope for '神戸市水道局' (Kobe City Water Bureau) with a return address and contact information. The middle form is a '領収済通知書' (Receipt Confirmation) with fields for customer number, amount, and due date. The rightmost form is a '領収済原符' (Receipt Original) with detailed payment information, including usage volume and tax amounts, and a section for the collector's stamp.

第 3 号様式の 2 から第 3 号様式の 6 を削る。

第 4 号様式の 1 及び第 4 号様式の 2 を削り、第 4 号様式の 3 中

「

神戸市水道事業管理者



を「神戸市水道事業管理者」に

」

改め、同様式を第 4 号様式の 1 とする。

第 4 号様式の 4 中

「

神戸市水道事業管理者



を「神戸市水道事業管理者」に

」

改め、同様式を第4号様式の2とする。

第5号様式の1及び第5号様式の2を削り、第5号様式の3を第5号様式の1とする。

第5号様式の4中

「

神戸市水道事業管理者



を「神戸市水道事業管理者」に

」

改め、同様式を第5号様式の2とする。

第6号様式の1及び第6号様式の2を削る。

第9号様式中

「

神戸市水道事業管理者



を「神戸市水道事業管理者」に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和6年7月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この管理規程の施行の際現に存するこの管理規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。